

## すべての人に開かれた愛の道

—『現代世界憲章』の成立過程における  
キリスト教的な愛の考察 (2)—

浜 口 吉 隆

### Ⅱ．議案 XⅢ：チューリッヒ草案

教皇ヨハネ23世の逝去（1963年6月3日）にともなう、新たに選出された教皇パウロ6世（同年6月22日）は、公会議を自動継続することを宣言した。<sup>(1)</sup> キリストの光に照らしてキリスト者の一致と現代世界の諸問題に対峙するという、前任者の意向は、『議案 XⅦ』の種を蒔いた。その種は、第一会期（1962年10月10日～12月8日）の間に、すでに芽ばえつつあったことについては、我々の見た通りである。<sup>(2)</sup> この公会議の目的からすれば、その議案は、キリスト者の一致、すなわち公会議の用語を借りれば、「分かれている兄弟」(fratres seiunctes) との一致を切望しながら、より広範の「善意の人々」との関わりをもとうとする教会の積極的な態度の表明である。第二会期（1963年9月29日～12月4日）の間には、公会議は主に、『教会について』(De Ecclesia) の議案を討議し、<sup>(3)</sup> 教会の奥義を深めつつ、世界に対する自己の使命に目覚めようとしている。その期間を通じて、『議案 XⅦ』は地上に芽を出すまで、つまり公会議の会場で取り上げられるまで、地下でよく準備される必要があったのである。

今、我々はその新しく準備された草案を取り上げて、そのなかで、キリスト教的な愛がどのように展開されているかを検討する。まず、新しい草案作成のための基本理念をながめ 1)、次に草案のテキストを分析する

2), その分析に基づいて, 予備的考察を試みておこう。

### 1) 草案作成の基本理念

我々は、『議案 XVII』の新しい草案を検討してゆくのであるが, 先ず, 今後この公会議の舵をとってゆく教皇パウロ 6 世の公会議に臨む, 基本的な考えを見ておく必要がある。つづいて, 順次提案される草案を作成するための基本理念を追ってゆくことにする。ここで「基本理念」といっても, それは決して厳密な意味での個々の概念の分析や理念の神学的教義の解明ということではなく, 議案の根本に据えようとする公会議の基本的な考え方という意味である。

#### (1) 教皇パウロ 6 世の基本的考え

教皇は, その前任者の意向を受け継いで, 公会議を継続することを明らかにしたとき, 公会議の課題がキリスト者の一致や教会法の改正, また社会正義や平和を実現するためのすべての善意の人々との対話であることを念頭に置いていた。<sup>(4)</sup> しかし, 教皇の考えは, 第二会期の開会演説のなかに,<sup>(5)</sup> より詳しく表明されている。

教皇は, この「公会議」が, 「教会」(Ecclesia)——「集まり」(Congregatio)と「召集」(Convocatio)——の名に適わしく, その普遍性と一致の意味について具体的に明らかにしている。かれは, 公会議の出発点, 道, 目標をキリストに置いている。すなわち, キリストと一致していることによってはじめて, 教会は世の光でありうるし, キリストと共に「全キリスト」(Christus totus)として世界に現存しうるのである。その現存を明らかにするために, 公会議は4つの目標をもって進められるであろう。

① 教会の自己認識。教会は聖霊に生かされているその秘義を, 現代に適わしく表現してゆかなければならない。このテーマは第二会期で取り扱われるであろう。

② 教会の刷新。教会はキリストとの一致のなかに自己の姿を探し求めつつ、全世界に向けて自己を示してゆく。そのためには、神の言葉の研究と愛の実行によって、教会の完成と聖性を求めなければならない。愛はキリスト教的な徳の「女王であり、根元」(regina et radix)である。

③ 全キリスト者間の一致の回復。キリストの教会は一つであり、一つでなければならない。その一致回復こそが、公会議開催の理由である。

④ 現代人との対話。教会はその内的力に生かされて、人間社会のなかで生命のパン種、救いの道具として、人々に福音を告げ知らせるのである。こうして教会はその任務を果しつつ、人類家族全体に関係している。とくに公会議は、迫害下にある教会、無神論の問題をも忘れてはならない。このように全世界に目を開いてゆく教会は、とくに貧しい人、不幸な人、悲しむ人、苦しむ人に目をくばり、現代社会のあらゆる階層の人に向って、社会正義を訴えてゆく。世界を愛される父なる神に習う教会は、自分の愛に境界線を引かないのである。

これらの4つの目標のうち、とくに第4番目の目標を実現するために、『議案 XVII』が準備されるのである。その目標を達成するために、公会議はどのような理念をもって、草案を作成してゆくのだろうか。『議案 XVII』をめぐる多くの見解のなかから、我々は、主に草案を公会議の重要な文書として積極的に考えてゆく委員会の見解を中心に、草案作成また修正のための基本理念を見てゆこう。その見解は、教皇ヨハネ23世やパウロ6世の基本的な考えを具体化し、公会議の他の諸文書の討議のなかから、より端的にいうならば、まさに公会議の「生活の座」(Sitz im Leben)から生れてきたものだ、といえる。

## (2) 『議案 XVII』を修正するための基本理念

a) 1963年12月4日の合同小委員会で、『議案 XVII』を修正するための一般的原則が提示された。<sup>(6)</sup>

草案は、「序論」で、『教会について』の議案との関連を提示するよう

につとめる。この草案が宛てられる対象は、直接的には信徒であり、間接的には善意あるすべての人とする。

そして、第一章では、教会の活動的な現存について、すなわち世界の建設に奉仕する教会の役割について述べる。その現存を次のような基本的な考えに沿って明らかにしてゆかなければならない。

① キリスト中心。草案は、この世界のなかでの神の子の受肉の秘義から、すべてをキリストに向けて刷新することを明らかにする。

② 教会の使命。教会はこのキリストの秘義を継続させるために、この世界に活動的に現存するのである。

③ 秘跡的現存。この活動的な現存は、人間と世界の救いのために、神的光として秘跡的に現存し、この世界を内的に変えてゆく教会の使命である。

④ 教会の奉仕。教会は、神のことばを信じ、世を照らし、聖化し、世界を変革し建設してゆくために、奉仕するのである。こうして教会は、この世界に神の支配を準備し、開始し、表示してゆかなければならない。

草案の第二章では、この教会の奉仕のための諸条件を明示する必要がある。すなわち、

- ① 教会のわざと世界との関係。
- ② 神の像とその社会性を本質とする人間人格の尊厳。
- ③ 人間と世界との歴史性の強調。
- ④ 人間の墮落した本性と贖罪に由来する、この世の事柄における相反するものの両立性の関係。

このような基本原則の他にも、『議案 XVII』に対しては、公会議教父たちから個人的にも意見が寄せられている。我々は、いま2人の司教の見解を紹介するにとどめたい。

b) J・メナジェ司教は、『議案 XVII』に深い興味を示し、草案作成のための方法論について、大要、次のような見解を明らかにしている。<sup>(7)</sup>

教会はこの世界に現存するのであるから、現代人の問題から出発し、現

代人のアピールに教会はどのように答えるかを述べなければならない。しかし、論証の神学的基礎は、主であり、下僕であるキリストであって、創造と贖罪の「救いの歴史」のなかで、歴史の意味を問い、現代人に答えるように努めなければならない。従って、世界の進展を神の計画のなかでながめ、現代の諸問題のなかに、「時のしるし」を認識する必要がある。

また、そのために方法論は、心理学的で、教育的であることが求められる。現代人の諸問題に対処しようとする教会は、真理をより明確に表明する必要がある。自由、人間人格の尊厳、平和への責任と参与などの善とその必要性を見て、キリスト者は善意ある人々と協力しなければならない。人間性の促進に対するキリスト者に固有な視点は、「キリストの模倣」である。こうして、教会は対話的で積極的な協働を通して、世界に現存する自己の姿を効果的に示しうるのである。<sup>(8)</sup>

J・メナジェ司教は、とくに世界における教会の現存のあり方に注目し、キリストとの関わりをなかで、次のような積極的なアプローチを提案している。まず、教会は世界の問題に答えるにあたって、創造のわざのすぐれた価値を評価する。また、救いの歴史のなかで、人間の時間的な計画と召命をながめ、世界の発展の意味を、序々に人間に啓示されたキリストを中心とするダイナミックな神の計画の秘義のなかに見出す必要がある。なぜならば、キリストは人間とすべての被造物の意味と神の啓示であるからである。したがって、人間の歴史の意味と価値は、キリストの復活に秩序づけられなければならない。人間は、罪と悪、死と生命の意味をキリストの十字架と栄光のうちに見出すのである。こうして、J・メナジェ司教は、キリスト者の二つの生活原理を示している。つまり、一つはキリストにおける聖父の愛と奉仕による子としての生活 (*vie filiale*) であり、他の一つはキリストにおける聖父の子らの愛と奉仕による兄弟としての生活 (*vie fraternele*) である。

このような考えに基づいて、J・メナジェ司教は、教会が世界に効果的に現存するための三つの義務を説いている。<sup>(9)</sup> まず、「現存の義務」

(*devoir de présence*) であるが、教会は受肉されたキリストのように、世界のなかに、世界にあるすべてのものに対して現存する。次に、「対話の義務」(*devoir de dialogue*) として、教会は、すべての民族、国民、すべての社会的諸条件、すべての宗教に対して、また特に貧しい人々、見捨てられた人々、より「遠く」の人々と対話を求める必要がある。最後に、「奉仕の義務」(*devoir de service*) であるが、二つの奉仕が考えられる。一つは世の聖化と善意あるすべての人々と共にする世の秩序づけである。もう一つは福音化、すなわち生活の証しとことばによってイエズス、キリストへの信仰を告知する。「教会は、人々への奉仕において、世界の希望である、というべきである。なぜならば、イエズス・キリストは教会によって世界を完成に導くために、世界に現存し、働かれるからである。」<sup>(10)</sup>

c) また、A・アンセル司教は、E・グアノ司教に宛てた書簡<sup>(11)</sup> のなかで、『議案 XVII』の修正のために、教皇パウロ 6 世の第二会期開会演説の基本線に沿うように、と提案している。つまり、議案の中心テーマは、教会の現代人との対話でなければならない。現代人に対する教会の第一の務めは福音の告知であるが、教会は世界を愛し、それに奉仕することを通して、救いへの道を開くのである。教会は非キリスト者の共同体との対話を通して、世の福音化の使命を自覚するのである。従って、この議案は、単にキリスト者だけに向けられるものではなく、すべての人に向けられるのである。世界は、教会がキリストの教えに従って、ますます自らを表明することを求めているのである。

d) 以上のような考えは、1963年12月30日の会合<sup>(12)</sup> で取り上げられ、新しい草案を作成するための基本線を生み出すのに役立てられる。我々は、この会合で合意に達した基本的な考えを、B・ヘーリンクの報告<sup>(13)</sup> に従って要約しておこう。

(i) 議案の特性。

この議案の特性は、教会と世界との対話とキリストの光を世にもたらす教会の現存である。

先ず、議案は、教義的であるというよりも、むしろ世界の建設のための諸真理の告知であって、世界との対話を準備し、促進するものでなければならない。対話するためには、キリストによる啓示のことばを聞くだけでなく、今日の世界の諸条件を積極的にながめ、すべての人々との内的な連帯性をもつことが求められる。すなわち、人間的な諸価値を神の賜物、神のわざとして認め、それらの善が神への賛美であることを認める。ここで世界との対話とは、すべての人、つまり「分かれている兄弟たち」、また非キリスト者を含むのである。従って、教会は人々を教会へ導くのみでなく、被造物の価値と社会文化生活における被造物の責任ある使用を訴えるのである。換言すれば、世の事柄は、単に福音化のためや教会のための道具的存在としてのみ考えられてはならない。

次に、世界における教会の現存であるが、その主張は、『コロサイ人への手紙』1章15～20節のキリスト論的賛歌に基づいている。「教会の現存」(praesentia Ecclesiae)は、キリストの使命の継続であり、キリストの目に見える愛として、またすべての時代の、すべての文化の、すべての人に対するキリストとかれの愛の証しになることである。従って、教会は、「世の光」、「世の贖い主」であるキリストを除いて、世に向ってのことばを有してはいない。こうして教会は、世にあって、単に世の教会ではなく、「すべてをキリストにおいて新たにする」、キリストと共に自分自身を形成してゆくのである。キリストが地上的また政治的なメシアでなかったように、教会の使命も正義と平和、善と愛の福音を今日の世界に告げ知らせることにある。

(ii) 表題の意味

この議案の表題、『建設しつつある世界における教会の活動的な現存について』<sup>(14)</sup>は、以上の特性を表現するものである。教会は、今や世界に「教える」という印象を斥けて、むしろ、「キリストにおける教会は、世の光である」ことを表明するものである。第二会期の10月初め頃に討議された、『教会について』の議案のなかに、「神の民」である教会という考

えも明瞭になってきた。その考えも加味しながら、表題の意味を次のように列記している。

- ① 教会は、みことばの受肉の秘義との類比で、世界のなかにある。
- ② その教会は世界のための使命を有する。
- ③ 教会は神の真理と愛の証しによって、世界の建設に奉仕する。
- ④ 教会が熱心に世界との対話を求めていることを示す。

(iii) 取り扱われる諸問題の根底にあるもの。

この議案は、教会と世界とのすべての関係また、地上の事柄に関する神学を含むものであるが、多様化された社会のなかでの、キリスト者のすべての人々との協力の精神を示すのである。その協力は対話を根底にするものであるが、目ざすところは、事物の内的価値と目的を神との関わりで示し、人間性の真の促進と全世界の福音化である。確かに、現代の諸問題——人間の尊厳、信教の自由、結婚と家庭など——の解決のためには、善意あるすべての人々との対話と協力を要するのである。特に、世界における飢餓の問題に関しては、かつて人間の歴史上になかった連帯性の新しい経験をしており、その連帯性をキリストとの一致の秘義の下で探求する必要がある。飢餓の問題は、現代社会の計量しがたい生産と発展との反側面であって、とくに連帯性と社会正義の要求する、全人類を包む家族精神をもって解決されなければならない。

(iv) 議案作成のための方針

以上のようなことを考慮して、実際に議案を作成するためには、次の方針が重視されなければならない。

- ① 『教会について』の議案との関連が必要である。
- ② 「時のしるし」を知り、人間の歴史的な現時点での新しい現実の認識が必要である。<sup>(15)</sup>
- ③ 『ルーヴェン草案』の中心思想を組み入れる。<sup>(16)</sup>
- ④ また、議案 XVII、『現代世界における教会の現存と活動について』<sup>(17)</sup>

(1963年5月)のテキストを基礎として考える。



このように、議案 XVII の修正のための基本線は、先ず、世界との対話と  
そのための諸条件であり、次に、キリストが世の光であることに基づく教  
会の現存であり、更に、その現存を通してのキリストの証しということだ  
である。この基本的な考えに基づいて、新しい草案が作成されるのである  
が、我々はその作成の経緯をもう少したどって見る必要がある。

### (3) 新しい草案の作成

a) 1964年の1月半ば頃から、新しい草案が B・ヘーリンクと R・ジ  
グモンドによって起草された。C・モーレルによれば、実際には、その草  
案の主要部分はデインゼマンによって書かれたものである。<sup>(18)</sup> このテキ  
ストは1月21日に修正されて、新しく構成されたチューリッヒの委員会<sup>(19)</sup>  
に渡された。

この議案は、『世界の建設のための教会の積極的な参加』<sup>(20)</sup> と題する  
ものであった。チューリッヒでの会合は、1964年2月1～3日まで開かれ、  
『議案 XVII』に関して、次のような「一般的指針」が明らかにされた。<sup>(21)</sup>

- ① 文書は、他の公会議公文書と関連をもつものであるが、とくにこの  
文書は司牧的であることを目的とする。
- ② 文書は、現代世界の状況とその諸問題そしてそれらに対するキリス  
ト者の課題に関する神学的な解釈を提供するものである。
- ③ 文書は、教会を世界の外に立っている「傍観者」としてではなく、  
世界に耳を傾ける「聴取者」として紹介しなければならない。
- ④ 文書は、聖書的であると同時に社会学的なアプローチでなされる必  
要がある。すなわち、現代の諸現実に関する神学的解釈とその歴史的  
な状況におけるキリスト教的な活動の規準を示す実践神学を求めている。
- ⑤ 他方、文書は教会を「世界のもの」としてではなく、「世界のため  
のもの」として述べる。勿論、キリスト者は具体的な時間的な秩序に  
キリストが示された愛をもって参与するのであるが、地上には一定の

恒久的な住居を有せず、天上的な都に向っていることも忘れてはならない。

- ⑥ また、この文書は、現実の具体的な諸問題に近くある信徒の聖書的な意味とかれらの具体的で福音的な生活様式を強調するものである。

このような「一般的指針」を明らかにしたチューリッヒの会合において、『議案 XVII』は今や必要であるという自覚のみでなく、非常に困難な議案ではあるが、公会議の諸議案のなかでも、最も重要なものの一つであるという認識に達していた。<sup>(22)</sup>

b) 1964年2月10日には、修正された新しいテキストがフランス語で完成していた。それは、『現実世界における教会』<sup>(23)</sup>と改題されている。2月21日には、不完全ではあったが第一のラテン語訳が出ており、3月4日には、B・ヘーリンクによる第二のラテン語訳<sup>(24)</sup>が完成している。このテキストは3月4日、9日、また12日の合同委員会で討議され、主に次の2点について重要な見解が示された。<sup>(25)</sup>

- ① 現代人の直面している人間の問題に焦点を合わせること。
- ② 時間的な要素と霊的な要素との調和を探究し、創造と救済との関わりをより明確に示すこと。

また、第4章は『付録』の各章で論じられる具体的な緊急問題に関する教義的な要約として、短かく修正されるように要望された。こうして、修正された4月15日付のテキスト<sup>(26)</sup>には、「時のしるし」に関するテーマが初めて現われている。

c) この修正されたテキストは、1964年4月28日～29日に開かれた中央小委員会で検討された。ここで注目に値する重要な新しい見解は、ポーランドのコスネック司教によって主張された、教会の現存の証しとしての「苦しみ」の意義である。<sup>(27)</sup> この委員会では主に議案の第4章が取り上げられた。また、WCC（世界教会協議会）からの傍聴者によって、非カトリックのキリスト者についても述べるように指摘された。<sup>(28)</sup> こうして5月5日付の修正案<sup>(29)</sup>が作られた。

d) この修正案は、更に1964年6月4、5、6日にローマで開かれた合同委員会の全体会議で検討された。<sup>(30)</sup> この会議での討議を通じて指摘された重要な点は次の如くである。

- ① 「時のしるし」の考えを各章に発展させる必要があること。
- ② キリスト論的な方向づけとして、「序論」の最後に、「世の光であるキリスト」について述べること。
- ③ 人間的な連帯性は、キリストにおける一致とは区別されること。
- ④ 十字架と復活の神学を導入すること。
- ⑤ 神の国と地上の都の建設との間に存在する緊張関係を示すこと。

こうして修正された議案<sup>(31)</sup>は、1964年7月3日に教皇によって認可され、公会議教父たちに送付された。この時には、この議案は6月26日の調整委員会によって、『議案 XII』<sup>(32)</sup>と呼ばれていた。以下、我々もこれを『議案 XII』と呼ぶことにする。

以上のような経過をたどって作成され、討議され、修正されてきたこの議案は、どのような構成と内容から成っていたのであろうか。今、その分析に入ることにしよう。我々は、テキストを中心に内容を追ってゆくことにする。

## 2) テキストの構造と内容

我々は、チューリッヒの草案を分析するために、次の4つの修正案を比較検討する。<sup>(33)</sup>

- 『現実世界における教会』：3月4、9、12日に合同委員会で検討されたテキスト（Z-1）。<sup>(34)</sup>
- 『現代世界における教会』：1964年4月15日付の修正案（Z-2）。<sup>(35)</sup>
- 『現代世界における教会』：1964年5月5日付の修正案（Z-

3)。(36)

—— 『議案：現代世界における教会』：1964年7月3日付で教皇により認可されたもの（z-4）。(37)

これらのチューリッヒの草案の各修正案は、先の議案 XVII, 『ルーヴァン草案』(38) によって深められた、世界における教会の「現存」の意味を、更に「現代」という状況に適應させることを念頭においている、といえるであろう。したがって、これらのテキストの指導理念は、すでに上記したことからも明らかであるが、次の4つにまとめることができる。先ず、教会と世界の関連を明らかにするために求められる、「キリストの光」、つまり「世の光であるキリスト」である。次に、そのキリストの光に照らされて、「時のしるし」を識別することが求められる。更に、教会と世界との関わりを開始し、認識し、深化してゆくためには、「対話」を欠かすことはできない。最後に、キリスト者とすべての人々との「連帯性」のみならず、キリスト教的な「兄弟性」に基づく、より人間的で兄弟的な社会の建設である。「キリストの光」、「時のしるし」、「対話」そして「連帯性」ないし「兄弟性」という理念は、どのように各草案のなかに盛り込まれているだろうか。我々は、先ずテキストの構造をながめ、次に内容分析に移ることにしよう。

## (1) 構造

我々が分析する上記の4つのテキストは、次のような構造をもっている。(39)

### 一 序論。

第1章：人間の完成への召命。

第2章：神と人間に奉仕する教会。

第3章：現代世界におけるキリスト者の使命。

第4章：現代に要求されているキリスト者の特別の任務。

### 一 結論。

この構造のなかで、「序論」は各章の内容を見てゆくために重要な基本的考えを含んでいる。そこには、公会議が目ざす基本的な姿勢が示されており、テキストの構造と内容はその姿勢を背景にしている。したがって、「序論」は、この研究対象であるキリスト教的な愛の考察のためにも重要であると考えられるので、それを見過すことはできない。

a) 教会と人類との連帯性 (第1条)。(40)

この条項は、公会議が現代人の「喜びと悲しみ」(41)などに共感する連帯性の根拠を次の二つの主張においている。

- ① すべての人が、神によってその「似姿」に創られた、数知れない民の一員であるということ。
- ② また、すべての人がキリスト・イエズスにおいて、神の子供の家族に召されているということ。

第一の主張に対しては、z-2, z-3, z-4でより詳しい説明が付加されている。つまり、「人間は一致団結して耕し、建設するために神から委ねられた土地の住民である。また、すべての人々がその心の内奥で、好都合な事柄においても、不都合な事柄においても、共通の運命、共通の歴史の遺産、共通の発展のための努力を感じている。」(42) 公会議は、神による人間の創造と全世界の創造との調和を、人間の共通の使命として、その統一性を見るばかりでなく、歴史のなかにおける発展の可能性を強調する。しかし、この「共通性」(communes)は、更にキリストによる「一致」への召命を指示するものである。

第二の主張に関して、z-1では、「キリスト・イエズスにおける神の子供」と述べられていることばは、更に「家族」の概念によって、「地上の住民」であることと関連して「キリスト・イエズスにおける神の子らの一つの家族を築くために」といわれている。この「一つの家族を築く」という使命は、また、キリスト・イエズスにおける人間の召命の理由でもある。「かれ(キリスト)は、すべての人を罪の悲惨と乱れから解放して一つに集めるため、また愛と一致と平和のかれの掟に導かれるために、来ら

れたのである。」

こうして、神の似姿としての人間の創造とキリストにおけるすべての人間の召命とが、歴史的発展のダイナミズムのなかで把握されて、共通の使命として、キリストにおける一つの家族を建設するという課題が明示されている。

b) 現代の「時のしるし」(第2条)。(43)

『現代世界憲章』の固有の概念ともいえる「時のしるし」は、ここで初めて用いられている。我々の研究のためには、次の諸点の指摘で十分であろう。

- ① 神の声あるいは現存を現代の「時のしるし」(signum) あるいは「時の声」(vox) のなかに認める。(44)
- ② 「時の声」のなかに「神の声」を聴くのは、信仰の光をもって、現代の好機と人間の悲惨とを認知して、「愛の具体的な掟」を明示するためである。
- ③ 現代人にとっての、とくにすぐれた「時のしるし」は、すべての人々が唯一の家族の成員であることと各人の尊厳である。
- ④ 今日の文化の発展を認め、科学と技術の進歩を神の計画への応答として積極的に評価する。
- ⑤ しかし、多くの頻発する諸問題の解決のためには、物質的な進歩だけでは不十分であり、とくに平和を築くために、愛と正義、真理と自由が認められなければならない。そうでなければ、悲惨と貧困、また人間戦争に陥る危険がある。
- ⑥ 現代人は、自然に対する人間の支配と人間の歴史の内面的な意味について疑いを懐いている。公会議は、全人類の数々の出来事のなかに、神の霊のわざを識別する。その霊は時の流れと地の面を新たにし、人間の心を浄め、種々の変遷を清めてキリストに導くのである。このキリストの光の必要性は、すぐ後で見ると、第4条でより詳しく述べられている。

c) この文書は誰に宛てられているか (第3条)。(45)

公会議は、この文書を次の4つのカテゴリーの下で、すべての人に宛てることを明らかにしている。

- ① カトリック教会に属する人々。
- ② カトリック以外のキリスト教会に属する人々。
- ③ キリストを認めていないが、神を認めている人々。
- ④ 善意あるすべての人々。

そして、この4つのカテゴリーに属する人々について、それぞれの目標が提示されている。「教会の子ら」は、キリストの精神に従って、世界を建設するために一致団結して任務を果す。また、すべてのキリスト者は、現在、共同体としては分かれているが、同じ主、同じ救い主を認めて、分裂の痛みを覚えながらも我々と同じ仕事をしているのである。神を認める人々は、被造物の輝きによって見えざる方の栄光を現わしている生ける聖なる神に感謝している。更に、善意あるすべての人々は我々と共に、人間とはなにか、またこの世界における召命と任務はなにかを問いながら、真に兄弟的な地上の国を築くために協力するのである。

この条項には、教会分裂による痛みを覚える教会の現実の認識と全人類との対話という教会の積極的な姿勢が明確に示されており、その姿勢は最終案に至るまで一貫してゆく。なお、注目すべきことは、キリストが主 (Dominus) であり、救い主 (Salvator) であるという告知は、かれがキリスト者のみの主であるだけでなく、すべての人との関わりをも宣言していることである。このキリストこそが世界との関わりへの扉を開いてくれる方であって、その点が次の条項の内容になっている。

d) 世の光であるキリスト (第4条)。(46)

「公会議は、キリスト者と全人類家族に現代世界に対する教会の関係について語るとき、世の光であり、世の救い主である、真の神・人キリスト自身だけを意図している。」(47) つまり、公会議は、教会と世界との関係をキリストの秘義に内的に関連させ、神との関わりにおける「全人類家族」

に目を向けさせようとしている。キリスト者の使命もキリストの使命と同じく、「世の光」（ヨハネ，8，12；12，42）として、「世のいのちのため」のものである。草案はつづけていう。「世にある教会は、弱き者の間に、またキリストの十字架の精神をもって、かれの愛を効果的に目に見えるようにする。すなわち、かれはその卑しい生活と死をもって、世に対する父の愛を表わし、また父により復活することによって、その愛をもって教会と世界とを活かすのである。」<sup>(48)</sup> z-2では「貧しさの精神」となっているが、z-3では「キリストの十字架の精神」と修正されている。その修正の意図は、教会も世界もキリストの同じ愛の対象なのであって、教会に課せられたキリストの宣教とは、キリスト者がキリストの十字架の精神をもって、弱い人、貧しい人々の間に存在することにより、世界に対する神の愛を表明してゆくことである、という主張であろう。

次の4つの点は以下の各章で述べられる内容の要約ともなっている。なお、z-2とz-3のテキストでは、すべての条項がキリスト中心に述べられているが、<sup>(49)</sup> z-4では、重点が教会と世界との関わりに移されている。

① 教会はキリストから受けた霊的な使命を意図しながら、その真の全き召命に照らして、時間的な任務をどのように考え、成就するかを人々に教える。

② 「下僕の姿」で来られたキリストに、全教会、殊に司牧者たちは従うのである。<sup>(50)</sup>

③ 各キリスト者とその共同体は、すべての人々との協働によって、兄弟性と貧しさと奉仕の精神をもって、兄弟たちのただ中にいるキリストを示す。

④ 公会議は、すべてのキリスト者がつねに目覚めた、用意のできた心で緊急の諸問題にとりかかるようにすすめる。

この4つの点は、以下の各章の初めにある「序」の部分で補われる。<sup>(51)</sup>

以上の公会議の基本的な姿勢は、草案のテキストのなかで、どのように



表現されてゆくであろうか。我々はキリスト教的な愛に焦点を合せて、それがどのように展開されているかを検討しよう。したがって、我々はすべての条項を取り扱う意図をもたず、愛に関する条項だけに限定し、それに関連する限りで、他の条項に言及するにとどめたい。

## (2) 人間の召命とキリスト教的な愛。

現代人は自分たちを取りまく世界の諸問題に直面しているが、とくに「人間について」また「その召命について」問うているのである(第5条)。「キリストは、すべての人間をより高い尊厳に高めるために来た」(同)のであるが、その人間の召命とはなんだろうか。この草案のなかで、その召命とキリスト教的な愛とはどのように関連づけられているだろうか。我々は、第6条と第9条からそれを検討しよう。Z-4を中心にZ-2、Z-3の修正を見るが、遂語的な修正よりも、内容の修正の主なものに限定する。

### a) 神の計画への参与としての愛の実践。

「地上の事物と職務の価値」と題されている第6条<sup>(52)</sup>は、神の計画への参与としての愛の実践とでもいうべき、地上での人間の召命を取り扱っている。この条項には、次の4つの内容を見出すことができる。つまり、すべての被造物のイエズス・キリストにおける啓示、人間の召命、地上における人間の召命の実現、そして人間の召命の終末論的完成である。すべての被造物と人間の関係、また人間の召命における神の計画の実現が、キリストを中心として展開され、みことばの受肉の神学に根拠を置いている。

(i) イエズス・キリストにおける被造物の意味の啓示。神はすべての被造物の善性(*bona*)を通じて、人間に父の慈しみ(*benignitas Patris*)<sup>(53)</sup>を語っている。草案は、「父のみことば」(*Verbum Patris*)の受肉によって、イエズス・キリストとの関わりで被造物の価値を語るのに、『コロサイ書』のキリスト論的賛歌(1, 15-20)を用いている。人間の本性

もすべての被造物も、父のみことばによる万物の創造とみことばの受肉のうちにより高い尊厳に高められるのである。

(ii) 人間の召命。人は、一時的な善 (*bona temporalia*) のなかに永遠の善 (*bona aeterna*) を見出し、養子として神に聴き、神に栄光をあらわすのである。人間の心は、父の満ち溢れる恵みによって、地上的な都を築く希望とより美しい天の都を建設する希望に満たされる。イエス・キリストが我々を参与させるより高い召命とは、かれとかれを遣わされた父を信じる人が、永遠の生命を得ることである。我々は、神の子と呼ばれ、しかも神の子であって (*nominemur et simus*)、キリストの愛によって一つに結ばれ、一つの家族を形成するのである。今は、信仰によって神を知っているが、かの時には顔と顔を合せてかれを知るのである。それが人間の召命と希望である。

(iii) 地上における人間の召命の実現。 永遠の都に召されている人間は、地上でどのように生きるべきだろうか。草案は、ここで地上での人間の職務の意義を問うている。永遠の都への希望は、地上での仕事の価値を減ずるものではなく、世界における、また人間生活における生活の品位と意義を高めるのである。一言でいうならば、人はこの地上生活の道程で、神への忠実と兄弟間の愛 (*amor in fratres*) を実践するのである。

この観点から、人間の労働の価値も考えられている。人間は労働によって地上を自らに従わせ、社会的な絆をも確かなものにする。労働は文化的進歩の泉であり、唯一ではないにしても、人間自身の完成の泉である。このように、労働を通じて人間についての神の計画がより明確に示されるのである。つまり、「人間をめぐって」<sup>(54)</sup>の神の計画が愛によって実現されるのは、人間の地上での労働と営みのなかに、すべての人に対する父の配慮と愛が開化されるときである。

この条項は、世の救い主であるキリストの愛のわざによる神の計画の実現とキリスト者の、地上での労働とすべての営みとを緊密に結合させている。キリスト者は、「養子」としてその愛の実践によって、キリストの愛

と父なる神の世に対する愛を表わし、救いの実現に参与するという召命を受けているのである。こうして、人間の地上での仕事とそれを通じてのすべての地上的な事柄は、神の計画の実現への参与として、神と世界との関連のなかでその価値を最高度に認められる、といわなければならない。人間の愛が神と世界との関係をむすぶ絆の如く、高く評価されている。

(iv) 人間の召命の終末論的完成。愛による神の計画の実現は、「世の光——世の救い主、キリストの光」に照らして見られるとき、つねに終末論的希望のなかでながめられる。神の子らとすべての被造物は、主の再臨のうちにその完成を待望しているのである。「人間の召命の完成は、神の賜物を感謝して受け、すべてにおいてキリストに従いながらすべてのよいわざを通して得られるのである。」<sup>(55)</sup> すなわち、神の賜物に生かされる人間の召命は、この地上のすべての被造物を善として受け入れ、そのものに働きかける人間の労働生活とすべての職務のうちに、キリストの模倣によって実をむすぶことのうちに完成する。このことは更に人間関係のなかで、「兄弟愛」として第9条で詳細に述べられる。<sup>(56)</sup>

#### b) 兄弟的な社会建設への召命。

草案は第8条で、罪人である人間と世の救い主・キリストの死と復活による勝利に関して取り扱い、その最後に次のように言っている。「人は、死によって栄光ある生命に入られた方の足跡に従わなければ、自分自身の愛を浄めることができないし、世にある不正義に打ち勝つこともできない。」そして、地上の都を正義と愛の基礎の上に築くために、第9条で<sup>(57)</sup> 兄弟的でより正しい社会を建設する召命について述べる。そこでは、神の国を求めることと地上の都を建設することとは決して相反するものではないと主張し、その理由を説明している。

(i) 神のみ旨は、先ず人が神の支配を認めること、次にキリストのみ国が地上に蒔かれた種のように成長することである。このみ国は、寵愛された被造物 (*creatura praedilecta*) である人間が、神と隣人に対して、

また神と人間のものである世界に対して、<sup>(58)</sup> その任務を遂行するとき成長するのである。

(ii) キリスト者は、主が来られるまで「世の建設のために、兄弟たちと共に働く兄弟の如く」<sup>(59)</sup> 世にあって、尽力する。つまり、「人は世にあって、人間生活の諸条件を健全なものにし、また兄弟の悲惨を取り除きながら、神の愛を実践するのである。」

ここで、世にあるキリスト者の兄弟愛の実践と神の愛の実践とが、世界の建設ということにおいて統一されていることに注目すべきであろう。Z—1では、兄弟の具体的な必要性に応じてゆくところに、神への愛の実践との関連を見ている。<sup>(60)</sup> しかし、草案はヨハネ的な、否定的な意味での「世」の概念——神に反する悪の世界——の指摘も忘れていない。

(iii) 「神と救い主の世に対する支配と隣人愛とその救いこそが、すべての人に、より正しい兄弟的な社会を築くための社会的なわざ (*opera socia*) を要求している。」このことは、Z—1では、「愛の義務であり、霊的な必要である」<sup>(61)</sup> といわれている。科学の進歩と自然の支配などは、神への心からの回心 (*conversio cordis ad Deum*) と分離されてはならず、むしろ誠実で完全な神への回心は、この地上に愛と正義の秩序が一日もはやく現われるように、また人々がそのために継続的な社会的な探求を要請している。こうして、社会の建設と神への改心とが統一され、科学の進歩と神への信仰とが調和されるべきであることが強調されている。

(iv) 人間は、その知識、倫理、精神とすべての力をもって、その固有の召命に応じて共同体に霊的また時間的に奉仕することによって、完成される。神を知ることと人間の地上的なわざと任務の遂行は、相互に関連し統合されるべきものである。

### (3) 世を照らす信徒の使命としての愛。

今まで述べてきた人間の召命は、「神と人間とに奉仕する教会」と題する第2章(10~14条)で、特別にキリスト教信徒の使命について述べると

き、より厳密化される。草案は、世に対する司牧者の使命としての奉仕とその使命に参与する全ての民、とくに信徒の任務について説いている。この世界に遣わされた教会は、世のものではないけれども、この世、つまりすべての人々とその制度と組織との多様な相互関係のうちに現存しているのである（第10条）。しかし、教会の世に対する使命を考えると、それは先ず、「すべての人の救いの奉仕」であることを想起すべきである（第11条）。我々は、人々の救いへの奉仕に関して、とくに世界を照らすというキリスト教的な愛について叙述されている第14条<sup>(62)</sup>だけを分析の対象にしたい。そこでは、「世の救い主・キリスト」（第12条）を人々に告げる使徒たちとその後継者の任務に合せて、キリスト者の生活の重要性が強調されている。

a) 教会のうちに働くキリストの霊。

神はキリストの霊によって、単に未来の生命のためばかりでなく、地上の生活においても、教えとわざ (*doctrina et opera*) によって豊かに実を結ぶために、教会を活かすのである。<sup>(63)</sup> 更に、草案はキリストの受肉による被造物の真の意味と目的を明らかにし、愛と正義に基づいて地上の都を築き、すべての圧迫からの人間の解放を促進することを述べている。<sup>(64)</sup> キリストの霊に関していうならば、教会は単に教導職の教令 (*documentum*) によってのみでなく、「すべての神の民の信仰感覚」 (*sensus fidei totius populi Dei*) を重視するのである。キリストの霊は万民のうちに働き、かれらは信仰感覚をもって、自分の良心に従って生きるのである。しかし、ここでも神のみことばの優位性は失われてはいない。したがって、草案は福音の価値について、次のように述べている。「福音それ自体、つまり神からのよい知らせである福音は、人間の活動の倫理的また霊的価値を照らし、誤謬と不正義の危険を明らかにする力であり、規範なのである。」

b) 福音の法と徳の大全である愛。

「人間的な共生 (**humanus convictus**) のための 福音の法と徳の大全 (**summa**) は、すべての他の諸法と 諸徳を活かし強める愛である。」この叙述は、z-2 で修正されたものであるが、z-1 のテキストはかなり異っている。そこでは次のように述べられている。「教会はすべての活動の中心に愛の掟をおき、その母親的な愛のなかに、すべての人を抱擁するのである。」<sup>(65)</sup> その理由は、テキストによれば、教会が社会教説によって、とくに小さき者と弱き者の人権を擁護したこと、また愛の掟が人間的な理想の総体を表現していることにある。教会の社会教説は、単に諸問題の技術的な解決を人々に示すためではなく、正義と愛の基本的な諸原理から引き出される光を社会全体に注ぐからである。

z-2, z-3, z-4 では、視点は福音の法を徳の大全である愛とその他の諸法、諸徳の関係におかれている。また、「愛の完成」に向って、社会のなかでそれを実践するように要請されている。すなわち、私生活においても社会生活においても、すべてがこの「最大の法」<sup>(66)</sup> によって方向づけられている。神のことはつねに正義と愛の完成を旨しているのであるから、「神の民」(**populus Dei**)<sup>(67)</sup> はとくにこの変動の時代にあって、「時のしるし」がなんであるかを徹底的に探求する必要がある。

c) 世を照らす信徒の使命。

司牧者と信徒は、使徒的使命として「世を照らすために」、互いに協力しなければならない。草案はとくに信徒の務めを強調する。信徒が「信仰感覚」(**sensu fidei**) によって、また活動を通して種々の模範を示し、世を照らすことが大切なのである。

信徒は、すべての問題に対して、「ここで今なにをなすべきか」に答えるように求められる。この場合、キリスト者はキリスト教的な賢明な良心に従うのであるが、なお福音の真理と教会の倫理的な教説に注目し、個々の問題に関する人間科学にも助けを求めるのである。<sup>(68)</sup>

教会も、キリストが「行い」そして「教えた」（使、1、1）ように、ただ単にことばによってのみでなく、行いによっても世を照らすように遣わされているのである。草案は、この教え照らす（*docendi et illuminandi*）のは神の民全体のつとめであるとし、信徒全体の積極的な任務を指示していると思われる。教会が数世紀の間、とくに貧しい人、見捨てられた人、絶望した人のためになしてきた奉仕のおごは、今や多様な制度の下でなされるようになったが、教会の奉仕はこれらの制度にとっての模範になったことも認めなければならない。

#### （４） 奉仕によるキリストの証しとしての愛。

草案は、世界のなかに生きるキリスト者の使命について述べる第三章において、特に奉仕によるキリストの証しの根本に、キリスト教的な愛を置いている。その「序」で述べられているように、キリスト者は「イエズス・キリストのかたち」（ローマ、8、29）に似ることによって、よりよく「すべての人々にその証しと奉仕」（第15条）とを提供するのである。現代社会に「地上の都を築くためのすぐれた協力」<sup>(69)</sup>ができるためには、キリスト者は福音に忠実でなければならない。単にキリストにおける自分の生活刷新にのみ目を向けるだけでなく、自分の所属する社会——共同体のなかでキリストの精神を生かして、任務を果すことが神のみ旨の実践であることに留意しなければならない。

##### a) キリスト教的な愛からの要請。

第16条は、「キリスト教的な仕方で世に応えるための優先的条件」と題されているが、先の Z-1 では、「キリスト者の基本的な態度」<sup>(70)</sup>となっている。いずれにせよ、ここでは最も具体的な諸問題に応えるための根本的で積極的な態度<sup>(71)</sup>が述べられている。

(i) キリストから与えられた最高の法である愛。この条項では、先の第14条と同じく『マタイによる福音書』第22章34—40節を引用しながら

ら、法と徳との関連よりもより具体的な人間関係のなかで解釈している。その法は、「キリストから我々に与えられた」愛の法として、現代の我々に次の二つの具体的な要請をしている。

① 精神的、物理的に圧迫され、困窮しているすべての人のなかに、我々の隣人を認めること。

② すべての人、すべての国民の発展の望みに対して、一致して効果的に応えること。<sup>(72)</sup>

テキストは、このキリスト者の奉仕の積極的な勧めの意味を次のように述べている。「愛への忠実において、各国と各人がキリストの愛と現存を認識するように。」この記述は、**Ⅱ-3**では「キリスト者が主において、世の光である」ことによってキリストの愛と現存を知るように、となっているが、**Ⅱ-4**の方がキリスト者の具体的な生活との関わりがより強調されている。その具体的な要請がつついてなされるのである。

(ii) すべての信徒への具体的な要請。草案は、今日特別に愛と正義から来る要請として、7つの項目<sup>(73)</sup>を列挙している。

- ① すべての民族、国民、条件に差別のない、よりよい情報と認識の必要性。
- ② この情報を教会と世界との普遍的な次元で活動に結びつける必要性。
- ③ 健全な世論を形成する必要性。
- ④ 文化的、社会的、市民的活動の構造を革新するために、世界の共通の制度に積極的に参与する必要性。
- ⑤ 学問の進歩を積極的に評価し、信仰と学問との相互関係を確立する必要性。
- ⑥ とくに、キリスト者の青年に対して、正義への協力と共通善に対する責任の喚起の必要性。
- ⑦ 各人の才能を十分に生かす必要性。

しかし、このような具体的な諸要請に応えてゆくために、キリスト者の根本的な態度は、「他の兄弟たちの間に主を認めなければならない」、とい



うことにある。この認識こそが、兄弟的な共同体を建設するための根拠なのである。

b) 兄弟的な共同体の建設。

「貧しさの精神をもって兄弟的な共同体を建設することについて」と題される第17条<sup>(74)</sup>は、前条項に挙げられた諸要素に応えるための根本精神であるともいえよう。

(i) 貧しさの精神をもって、十字架につけられたキリストに従うこと。もし、我々が効果的に、「兄弟的な都」(civitas fraterna)を築こうと思うならば、この世界での実りある活動のために、「貧しさの精神をもって、十字架につけられたキリストに従う」<sup>(75)</sup>が必要である。この十字架の精神は、すでに「序論」の第4条で指摘されていた。z-3で付加された貧しさの精神と十字架との関わりは注目すべきである。

貧しさの精神を有する者は、すべてを神に感謝して受け、物事の甘美さを知覚し、自分の有する力と可能性を兄弟への奉仕に向けるのである。また、貧しさの精神を有する者は、苦しみと困窮を信仰をもって神に委ね、自分のためにも他の人のためにもみじめな状態を望まず、「共通の人間家族の資産への平等な参与」を望むのである。かれは愛によって自分と他の人を豊かにしうるのであって、人間人格の成長と神の国の到来のしるしともなりうるのである。

(ii) キリスト者のすぐれた道としての貧しさの精神。すでに公会議がこの議案を取りあげようと考えたときから、「貧しさ」は問題になっていた。<sup>(76)</sup> 草案はいま、教会の全構造が貧しさの精神で貫かれるべきであって、その精神こそがキリスト者のすぐれた道であると指摘する。かれらはキリストのために (propter Christum), 「苦しむ人と共に苦しみ、泣く人と共に泣き、貧しい人と共に貧しくなる」というパウロの精神に従う者である。端的にいうならば、「すべての人がキリストの現存を感じるように」、かれらはすべてにおいてすべてとなるのである。

兄弟たちのうちにキリストを認めるキリスト者は、すべての人を困窮と飢えのうちに放っておくことはできない。そこにキリストの十字架の愛と貧しさの精神が統合されて、キリスト者の生き方の根本となる、といえる。

c) 対話の必要性。

ⅳ—4の第18条<sup>(77)</sup>は、現代世界に生きるキリスト者の使命として、対話の必要性とその条件を説いている。我々は簡単に、キリスト教的な兄弟性の観点からそれに触れるにとどめよう。

現代社会での対話は、キリスト教的な兄弟的な交わりの当然の帰結として、あるいは要請として求められている。「キリスト者は善意あるすべての人々と兄弟的な交わりにおいて、相互の認識と評価を促進するために対話をすすめるのである。」また、真の愛は、分離あるいは分裂を望まず、この人生の旅路において (*in huius vitae pergrinatione*) 一致を求めているのである。<sup>(78)</sup> 対話はこの愛と一致のための必要な条件であるばかりでなく、神から課せられたことばと行いによる証しの務めでもある。公会議はとくに分かれている兄弟たち、および善意ある人々との協力を要請しており、愛と兄弟の精神をもって、また奉仕する心で社会的なわざに協力することを求めている。しかし、対話と奉仕の要請は、キリスト者の態度と奉仕が単に人々を奉仕の手段として、あるいは自分の信仰の個人的な完成の手段としてよりも、むしろその人自身の人格を重視し、人と人との対話から来る社会への奉仕として読み取られるべきであろう。この対話と奉仕の精神から、草案は現代の諸問題へのアプローチを試みている。

(5) 現代の諸問題とキリスト教的な愛。

草案は第4章で、現代の諸問題に対峙するための基本的な考えを提供している。それは以上述べられた人間の召命に基づく奉仕によるキリスト教的な愛の積極的な実践である。主要な問題は、後に『現代世界憲章』の第二部で詳論されるが、ここではその要約のように短い叙述になっている。

a) 現代の諸問題。

(i) 人間の尊厳 (第20条)。神の似姿として創られた人間は、社会生活のなかで「時のしるし」を認め、責任の意義を認識する。人間は社会的な本性からして、人格的な共同体において自己を見出すのであるが、各人の自由と尊厳とが擁護されなければならない。

(ii) 結婚と家庭の尊厳 (第21条)。個人と人間社会の健全は家庭と結ばれているのであって、キリスト教的な家庭はキリストと教会との一致の似姿のうちその尊厳が認められる。したがって、結婚、家庭の諸問題の解決にあたっては、「十字架につけられたキリストに従う」ことを忘れてはならない。

(iii) 文化の促進 (第22条)。文化、科学、技術、社会的な伝達手段などはすべて神のみ摂理の賜物として、現代とくに人間文化に基づく新しい生活を提供している。キリスト者は他の人々と真剣に協力し、文化の促進のために、神の似姿としての人間の尊厳を忘れてはならない。とくに人間化がすすむにつれて、相互の文化の評価のために、対話の精神が求められる。

(iv) 経済・社会生活 (第23条)。とくに、現代の社会化と多様な相互依存を考慮して、キリスト者は自分たちの社会的な働きをすべての善意ある人々と共にするように求められる。共同の仕事と経済社会的な進歩においても責任感と社会的な意思が増すことが望まれる。キリスト者に対しては地上での活動において、キリストの信仰の証人として、価値の正しい秩序を宣言し、第一に神の国を求め、至福の精神をもって、小さき者、貧しき者の擁護を忘れないようにすすめる。

(v) 国民や家族の連帯性の促進 (第24条)。全世界が国内的また国際的関係のすべての次元において相互補助を必要としている。この相互補助の認識は、現在、人間の歴史のなかですべての人々が「神の一つの家族」(una Dei familie) になりつつある「全人類家族」という意識に根ざすものである。従って、すべての人々の間に「連帯性」を喚起し、国民家族

(familia populorum) が真の自由と相互の友情と 相互協力を意識するよう  
にすすめられる。

また、大きな制度や施設も、ますます兄弟性と相互補助によって革新され、  
活気あるものになるように求められる。とくに唯一の神を信じ、全人類の救い主キリストを信じる人は、その固有の普遍的な召命を自覚し、社会性 (consocias) や連帯性 (solidarietas) をもって、公的な領域で、兄弟たちの間に存在するキリストに仕える必要がある。

(vi) 平和 (第25条)。(79)

平和の主・キリストを信じるキリスト者は、かれの愛を感じ、それに応えるのである。キリストは十字架の血によって、すべての人々を神と和解させ、神の唯一の家族におけるすべての人の一致を確立され、自分の肉によって憎しみを取り除かれたのである。したがって、平和はキリストの犠牲によって得られた「世の贖いのしるし」である。(80) 愛と正義と一致とはキリストの平和の告知なのである。キリストの愛は、より具体的な地上の事柄において実現されるべきであって、こうして贖いのわざは続けられるのである。Z-1では、「人々の霊的な懸念」(81) という条項がもうけられて、そこでとくに次の主張がなされている。「キリスト者は、我々の喜びの源泉である方について兄弟的な証しをする義務がある」。

b) 人類家族の善のための協力。

草案は、現代の人々への奉仕と召命をキリストの光に照らして述べるのであるが、その「結論」においては、人類の一致と愛の根源を三位一体の神に求めている。また、エキュメニカルな観点から、キリストを信じる人々が、父と子と聖霊の信仰告白をしながら、全人類の前に愛の絆をむすんでいることを想起させている。「聖霊の働きの最も力あるしるしであるこの一致が、真理と愛において完成されればされるほど、全世界に対して一致と平和の前兆になる。我々が一致を求める理由は、ただ単に日々キリストの福音に浸り満たされるためだけではなく、むしろ神の家族であり、キ

リストの家族でもある人間家族に仕えるために、兄弟的に協力するためである。」

神とキリストへの信仰が単に教会内的な充足ではなく、全人類に向けての一致の要請でもあることから、すべての人々との協力が求められるのである。それはすでにこの草案の「序論」（第3条）で述べられたこととも関連している。

① すべての善を求める人々、殊に唯一の神を告白する人々と全人類の善の促進のために協力する。

② 教会がすべての善意の人々との協力を要請するのは、キリストから委ねられたすべての務めを人間的な愛をもって実行する望みを表明するためである。

③ 更に、教会を愛せず、反抗し、迫害さえしている人々に対して、教会はかれらを赦すばかりでなく、キリスト者の欠点のために赦しを請うのである。と同時に、主のために苦難を耐え忍び、迫害する人々を祝福している兄弟たちを賛える。それによって、かれらが人々を人間の召命の完成に導くように願っている。

こうして、草案は『フィリッピ人への手紙』からの二つの引用をもって終っている。「私たちすべての者が、神の子を信じる信仰の一致とかれを知る知識の一致とに到達し、全き人となり、ついにキリストの満ちみちた徳の高さにまで至るためである」（エフェ、4、13；3、20—21も参照）。

## 予備的考察

以上、我々は、『現代世界憲章』の成立過程において内容的にもあまり紹介されていない、『チューリッヒ草案』（議案 XIII）の根本理念とそのテキストの内容を要約しながら概観してきた。それは先の『議案 VII』の中心思想を受けとめながら、教会と世界との関わりと使命という基本的な問題意識を保持し、現代世界における教会の「現存」の意味をより明らか

にしている。そこには考え方の神学的な深化と方法の展開のダイナミズムが見うけられる。新しく準備された草案は、「教会の一致」を念頭におきつつも、さらにそれをも越えて、「善意の人々との協力」ということを教会の積極的な態度の表明として、内的刷新と世界における「現存」の意味とを追求している。我々は、『チューリッヒ草案』に対する公会議教父たちの見解を見る前に、その草案の全体的な内容を考慮しながら、現代世界における教会の「現存」と使命の自覚から来る主要な考え方とキリスト教的な愛の理解について、予備的考察を試みておこう。

a) キリストの位置づけ。

草案は、現代世界における教会の「現存」を考えると、キリストの現存に中心的な位置を与えている。公会議の提唱する教会の内的刷新と世界に対する自己の使命の自覚との関連について見る限り、「キリストの光」が重視されている。すなわち教会の内的刷新はキリストとの一致に依拠しており、世界のうちに現存するという普遍性の側面は「世の光」としてのキリストから見られている。キリストに向って自己刷新する教会の姿は、とくに「この世のなかへの」神の子の受肉の秘義との関連で展開され、この世界に現存するという秘跡的現存と密接に結合されている。また、この草案では、とくにキリストの十字架の秘義が強調されている。十字架の視点から「苦しみ」の意義もキリストの現存の証しとして理解されている。世界における教会の現存がとくに受肉と十字架の秘義の視点から考察されるとき、キリスト者の生き方も「神のことばを聞く」だけでなく、「世に聞く」、または「世のことばに耳を傾ける」積極的な関わり合いとして理解されてゆくであろう。しかし、この草案にはまだ「復活」の意味の展開は十分になされていないといわざるを得ない。

b) 世界との対話——歴史性の強調と創造のみわざの再評価。

『チューリッヒの草案』には、「対話」がもう一つの主要理念として取

り入れられるのであるが、それは教会と世界との歴史性の強調と創造のみわぎの再評価への道を開いている。人間の歴史は、人間の本性の創造と墮罪そして贖罪という相反する両立性のうちにあるものとして括えられている。つまり、それは先のキリストの位置づけと共に、救いの歴史の展開のなかでの人間の観方になっている。「対話」の必要性は、世界の歴史の進展を救いと関わりのなかに位置づけるところから、「時のしるし」の識別と結合されている。この識別は、草案のコンテキストでは、人間の歴史の新しい現実——現代の諸問題に関する真の認識の必要性の訴えとなっている。それらの諸問題の解決に向かう教会の姿勢は、神の恩恵の働きの普遍性に根拠を置く、「対話の姿勢」なのである。草案は、キリストの救いのみわぎに照らして、創造のみわぎを再評価し、世界に現存する教会とすべての善意の人々との共通の課題を「人間性の促進」に見ている、といえる。なお、この「人間性の促進」という課題は、キリストを中心とする神の計画との関わりのなかで、人間の召命と計画、および文化世界の進展の評価とも結合されている。キリストは、人間の生命と被造物の意味の啓示者として理解され、人間の歴史と創造のみわぎにキリストの新しい光が当てられている。そこに求められている倫理は、すべての人々との「対話的姿勢」のなかで、「時のしるし」を識別しつつ、「人間性の促進」を課題とする人間共通のものである。

### c) 教会の現存——福音化と世の秩序の再建。

すでに見たように、教会の現存はキリストとの内的結合のうちに見られている。キリスト者の生活原理は、創造と救いと神学的な視点からする、「人間として」また「神の子として」の奉仕を通して、キリストの秘義を体現することとして理解される。世界との対話と奉仕を通しての教会の現存は、世の秩序づけに対する責任の重視への道を開いている。このことは、すでに『ルーヴァン草案』のなかで、地上的な現実の積極的な評価として述べられていた。<sup>(82)</sup>

いふならば、世界を愛し、世界に奉仕することが「活動的な現存」として、「世の福音化」の可能性が認められている。また世界が教会に求めているのは、他でもないキリストの福音であり、教会の現存の意味はそのキリストの光を輝かす「愛の証し」なのである。それは「上から」照らす光としてよりも、世の諸現実のなかで、具体的な諸問題を背負っている人間の「なかに」キリストを見出すという信仰の光である。従って、草案は、現代人の新しい認識となっている「協力」と「連帯性」を強調しつつ、信仰の光に照らして、全人類を包む「兄弟性」に基づく「家族の形成」あるいは「兄弟的共同体の建設」について述べるのである。そこには、教会の現存を示す、貧者や弱者に対して責任を負う倫理の確立と世の秩序の再建とが確認されるであろう。

このような認識は、教会が世界に耳を傾けるという「聴取者」の姿勢に窺える、「世界の諸現実の神学的理解」<sup>(83)</sup>や社会実践の神学の必要性の訴えでもある。また、「世界のためのもの」としての教会の自覚は、地上と天上と、時間性と永遠性と、物質的要素と霊的要素とを創造と救済との「救いの歴史」のなかで括えて、それら両者を結合し統一するキリストの愛（十字架）を認識しつつ、その両者の緊張関係のなかに生きる姿の理解へと進む。その緊張関係のなかでの教会の現存は、すべての人との「連帯性」を基礎にした、より人間的な社会の建設という共通目標ないし共同使命を有することの承認でもある。また地上の生の意味が、神の似姿としての人間の創造という共通の地盤に基づきながら、キリストの姿を鑑として、「人間化」と歴史のなかでの世界の発展性のなかで括えられている。

#### d) キリスト教的な愛の理解。

以上のように、草案におけるキリストの中心的な位置づけ、救いの歴史のなかでの教会の対話的現存から来る世の秩序の再建という福音化の使命の視点から、キリスト教的な愛はどのように括えられるであろうか。「時の声」、<sup>(84)</sup>「時のしるし」を「神の声」として、神からの呼びかけとして聴き



取るキリスト者は愛の具体的な実践へ招かれているのである。我々は、草案に見られる上述の考え方から、キリスト教的な愛についていくつかの点を指摘しておきたい。

① 人間人格の重視。草案の根本的な主張によれば、すべての人に共通な問題は現代の「非人間化」である。人間社会におけるこの「非人間化」の現象を見ると、キリスト者は人間人格の尊厳と各人の人権擁護に対して責任を自覚しなければならない。世界に見られる社会正義を肯定しながらも、法律や制度などの規定に基づく社会正義を超えて、深く「人間性」に根ざした愛の実践に励むように求められる。人間社会に見られる現象の省察から来る愛と正義の秩序の確立と神への回心とを切り離すことではなく、神の創造と人間の救済を、神の愛のしるしとしてながめ、それに協力し、責任を果すのである。

② キリストに倣う。すべての人に宛てられたこの草案は、キリストをかくしておくことはできない。イエズスの受肉と十字架の愛に示されたものは、「すべての人に」及ぶものである。キリストに倣うことが、世界のなかであって利己心から解放されて、他の人の存在からの呼びかけへの応答として自己を献げてゆくところに見られている。それはそこにいる人を単に対象としてではなく、主体として認め合い、「相互主体性」の関係として具体的に関わってゆくことである。具体的なすべての人を己れに呼びかけている隣人と認め、「人間」としての自覚から、キリストの贖いへの解放性のなかで、「兄弟」として理解してゆく。「愛の優位性」（第14条）についても、社会のなかでの人間的な共生のための「福音の法」として、救いのわざの証しという観方が強まっている。

③ 奉仕の意義。草案に見られる、愛を基調とする被造的価値と文化的価値の再評価は、奉仕の意義を再認識させてくれる。人間社会への奉仕は、キリストの十字架の愛の視点から、世界的な拡がりと同時に、地上的な事物の価値をより内面化し、深化させている。つまり、奉仕を通して新しい社会を建設するという目標は、人間の営みとしての文化的価値への愛

を高めている。また、それと関連して、人間の「労働」の価値も単に文化の創造のみでなく、人間を完成する大切な要因として考えられている。このような人間の活動の評価は特筆すべきものであり、なお続いてより後のテキストにおいて取り扱われるであろう。

④ 聖霊のみわざの強調。キリストの霊に生かされる人は、「地の面を新たにす」神の霊のみわざを人間の歴史のなかで識別しつつ、非人間化から「人間化」の刷新を図る人である。すなわち、かれは非人間化と人間化の間にある分裂の痛みを感じつつ、あるいはその「痛み」を通して、なお「世の救い主」への希望をいただく人である。かれは世の現実を「キリストの十字架の精神」をもって受けとめ、「信仰感覚」(sensus fidei)で世界の諸問題に対応してゆく。そこではキリスト者を生かし、「実をむすばせる」のが聖霊のみわざであることが認められている。

このような理解を通じて、キリスト者の愛の実践が世界の人々との連帯性に基づく協力と兄弟的な社会建設の責任との結合によって、キリストの福音への忠実の証しとなっている。しかし、更に「人間」理解と「世界」理解に新しい光を与えてくれる「キリストの復活」はまだ十分に取り入れられていない。人間活動の意義や生活と典礼の深い結合などは、その復活秘義によってより明瞭にされるのである。『チューリッヒ草案』では、教会の現存の意味とその観点からのキリスト教的な愛とが提示されているのである。

#### 付録 1

—La participation active de l'Église à la construction du monde.

(21-1-1964)

#### Introduction:

1. Solidarity of the Council with mankind.
2. Progress and failure of mankind.
3. Questions to mankind.
4. Those to whom the schema is adressed and its purpose.
5. The Church as the servant of man.

Ch. I: Man's integral vocation.

6. The value of earthly tasks.
7. Spiritual dimensions of the Univers.
8. On not imposing limits on man.
9. God's care for sinful man.
10. The unity of the human vocation.

Ch. II: The Church in service of God and the world.

11. The specific mission of the disciples.
12. The distinction between the authority of the Church and that of the world.
13. Religious freedom.
14. The world helps the Church.
15. The Church takes part in building the earthly city.

Ch. III: The attitude of Christians in the world of today.

16. Introduction.
17. Not to sin by omission.
18. True love of the poor and of poverty.
19. The spirit of dialogue.

Ch. IV: The tasks of Christians.

20. Starving mankind.
21. War and disunity among the nations.
22. Personal dignity of man and the family.
24. Man's spiritual unrest.

Conclusion:

付録 2 : z - 1

— L'Église dans le Monde Actuel. (12-3-1964)

Introduction:

1. Solidarité du Concile et de l'humanité.
2. Progrès et échecs de l'Humanité.
3. L'interrogation du genre humain.
4. Adresse et but du schéma.
5. Le Christ, vraie lumière du monde.

Ch. I: La vocation complete de l'homme.

6. But de chapitre.
7. Valeur des tâches terrestres.

8. Dimensions spirituelles de l'univers.
  9. Ne pas amoindrir l'homme.
  10. L'homme pécheur a besoin de Dieu.
  11. Unité de la vocation humaine
- Ch. II: L'Eglise au service de Dieu et des hommes
12. Introduction.
  13. La mission propre des disciples.
  14. L'Eglise et les pouvoirs terrestres.
  15. Le monde aide l'Eglise.
  16. L'Eglise participe à la construction de la cité terrestre.
- Ch. III: Le comportement des chrétiens dans le monde actuel.
17. Introduction.
  18. Les attitudes fondamentales du chrétien.
  19. Le détachement intérieur le signe de la pauvreté.
  20. Esprit de dialogue.
- Ch. IV: Les tâches qui s'imposent aux chrétiens.
21. Introduction
  22. La dignité personnelle et familiale des hommes.
  23. La promotion de l'humanité, œuvre de justice et de charité.
  24. La guerre et la désunion des peuples.
  25. L'inquiétude spirituelle des hommes.
- Conclusion:

付録 3 : z - 2

—Ecclesia in Mundo huius Temporis. (Textus emendatus 15-4-1964).

Prooemium:

1. Ecclesia Concilio congregata quantopere generi humana iuncta sit.
2. Ecclesia perscrutatur "signa temporum".
3. Dubium hominum et angor.
4. Ad quos dirigatur hoc Schema et quid intendat.
5. Christus in Ecclesia lux mundi.

Caput I: De integra hominis vocatione.

6. Introductio.
7. De valore rerum temporalium pro dignitate hominis.
8. Universum altiori insertur consilio Dei de homine.

9. Hominis vocatio et dignitas ne minuatur.
10. Quantum homo peccator indigeat Salvatore mundi.
11. Tensio et harmonia diversorum munerum in integra hominis vocatione.

Caput II: Ecclesia Dei hominumque servitio dedita.

12. Introductio.
13. De munere apostolorum eorumque sucessorum proprio.
14. Quomodo Ecclesia ad potestates terrenas referatur.
15. Quomodo Ecclesia a mundo iuветur.
16. Ecclesiae doctrina et exemplum civitati terrenaе conferunt opem.

Caput III: De ratione christianorum sese habendi erga mundum in quo vivunt.

17. Introductio.
18. Fundamentales conditiones occurendi mundo christiano modo.
19. De interior renovatione in spiritu paupertatis.
20. De spiritu "dialogi".

Caput IV: De praecipuis muneribus a christianis nostrae aetatis adimplendis.

21. Introductio.
22. Dignitas personae fovenda.
22. bis. Dignitas matrimonii et familiae.
23. De solidariedade familiae populorum promovenda.
24. De pace servanda.
25. Pax et gaudium Christi omnibus communicanda.

Conclusio:

付録 4 : z — 3

—Ecclesia in Mundo huius Temporis. (Textus emendatus 5-5-1964)

Prooemium:

1. Ecclesia Concilio congregata quantopere generi humano iuncta sit.
2. Ecclesia perscrutatur "signa temporum".
3. Ad quod dirigatur hoc Schema et quid intendat.
4. Christus lux mundi.

Caput I: De integra hominis vocatione.

5. Introductio.
6. De valore rerum et munerum terrestrium pro dignitate hominis.
7. Universum altiori inseritur consilio Dei de homine.
8. Hominis vocatio et dignitas ne minuatur.
9. Quantum homo peccator indigeat Salvatore mundi.
10. Tensio et harmonia diversorum munerum in integra hominis vocatione.

Caput II: Ecclesia Dei hominumque servitio dedita.

11. Introductio.
12. De munere apostolorum eorumque successorum proprio.
13. Quomodo Ecclesia ad potestates terrenas referatur.
14. Quomodo Ecclesia a mundo iuветur.
15. Ecclesiae doctrina et exemplum civitati terrenaе conferunt opem.

Caput III: De ratione christianorum se gerendi in mundo in quo vivunt.

16. Introductio.
17. Fundamentales conditiones occurrendi mundo christiano modo.
18. De communionе fraterna in spiritu paupertatis aedificanda.
19. De spiritu "dialogi".

Caput IV: De praecipuis muneribus a christianis nostrae aetatis adimplendis.

20. Introductio.
21. Dignitas personae fovenda.
22. Dignitas matrimonii et familiae.
23. De cultura rite promovenda.
24. De vita oeconomica et sociali.
25. De solidariedade familiae populorum promovenda.
26. De pace firmanda.

Conclusio:

付録 5 : z - 4

--Schema: De Ecclesia in Mundo Huius Temporis. (3-7-1964)

Prooemium:

1. Ecclesia Concilio repraesentata quantopere generi humano iuncta sit.

2. Ecclesia perscrutatur “signa temporum.”
3. Ad quos dirigatur hoc Schema et quid intendat.
4. Christus lux mundi.

Caput I: De Integra Hominis Vocatione.

5. Introductio.
6. De valore rerum et munerum terrestrium.
7. Hominis vocatio et dignitas ne minuatur.
8. Quantum homo peccator indigeat Salvatore mundi.
9. Tensio et harmonia diversorum munerum in integra hominis vocatione.

Caput II: Ecclesia Dei Hominumque Servitio Dedita.

10. Introductio.
11. De Munere apostolorum eorumque successorum proprio.
12. Quomodo Ecclesia ad potestates terrenas referatur.
13. Quomodo Ecclesia a mundo iuventur.
14. Ecclesia doctrina et exemplum civitati terrenae conferunt opem.

Caput III: De Relatione Christianorum Se Gerendi in Mundo in quo Vivunt.

15. Introductio.
16. Primariae conditiones occurrendi mundo christiano modo.
17. De communione fraterna in spiritu paupertatis aedificanda.
18. De “dialogo” eiusque conditionibus.

Caput IV: De Praecipuis Muneribus a Christianis Nostrae Aetatis Implendis.

19. Introductio.
20. Dignitas personae fovenda.
21. Dignitas matrimonii et familiae.
22. De cultura rite promovenda.
23. De vita oeconomica et sociali.
24. De “solidarietate” familiae populorum promovenda.
25. De pace firmanda.

Conclusio:

—Adnexum I: De Persona Humana in Societate.

注

1. AAS 55 (1963), 570-578.
2. 拙稿「すべての人に開かれた愛の道」『南山神学』第6号(1983年2月)105-169頁。
3. 第二会期の様子の簡単な紹介として、沢田和夫、「第二バチカン公会議の経過と展望」, 聖心女子大学カトリック文化研究所編, 『公会議と教会一致』理想社, 昭39, 20-65頁。特に37-51頁。パウロ・フィステル, 『第二バチカン公会議』南窓社, 1967. 64-102頁。
4. AAS, 55 (1963), 618-627. また, G. Caprile, *Il Concilio Vaticano II. Cronache del Concilio Vaticano II. Secondo Periodo 1963-1964. III. Volume.* La Civiltà Cattolica, Roma 1966. 459-465 参照。
5. AAS, 55 (1963), 841-859. 中村清訳, 「第2会期の開会演説」, 南山大学監修『歴史に輝く教会』(公会議解説叢書 VI), 中央出版社, 昭44, 350-368頁参照。
6. *Principia generalia de emendando Schemae XVII* (Hengsbach, J. Schroeffner, adiuvante Epis. J. Hoeffner, die 16/17-12-1963 in Bendorf/Rhein sec. decisionem Subcommissionis Generalis in Commissione Mixta Sch. XVII, 4-12-1963 Romae) [Civ. Catt. 以下, ラ・チビルタ・カトリカ (La Civiltà Cattolica) の図書館での入手資料を示す。]
7. J. Ménager, *Notes sur la Schema XVII* (2-12-1963); id., *Remarques sur la Ligne generale a adaptes pour la Schema 17* (15-12-1963); id., *Projet de plan pour le Schema XVII* (15-12-1963); また, *Schema 17. note de S. E. Mgr. Renard évêque de Versailles: sur projet de plan Ménager du 15/12* (17-12-1963); *Nouvelles remarques de Mgr. Ménager sur la Note sur le Schema XVII* (23-12-1963), これらの資料はすべて [Civ. Catt.]
8. J. Ménager, *Remarques; Nouvelles; Note sur la Schema XVII.*
9. Id., *Projet de plan*, 1-2.
10. Ibid.
11. *Lettre de Magr. Ancel à Magr. Guano* (19-12-1963) [Civ. Catt.]
12. R. Tucci, "Introduzione storico-dottrinale alla Costituzione Pastorale 'Gaudium et spes'", in: *La Chiesa nel Mondo Contemporaneo*, (pres. di Mons. E. Guano), Torino 1966 (3. ed. 1968), 26-27; Ch. Moeller, "History of the Constitution", in: *Pastoral Constitution on the Church in the Modern World*, (ed. by H. Vorgrimler; tr. by W.J. O'hara), New York 1969, 26-27; この会合には,



- Guano, Blomjous, Häring, Sigmond, Tucci が参加する。
13. *Relatio: 30/dec. sec. mandatum Commissionis de Ordinando Schemate 17*. Secretarius B. Häring [Civ. Catt.].
  14. “De Praesentia activa Ecclesiae in mundo aedificando”
  15. 教皇ハネ23世の回勅『地上に平和を』の考え。AAS 55 (1963) 257-304.
  16. 拙稿, 上掲書, 133-143頁参照。
  17. 『議案 X VII-B』, 拙稿, 上掲書, 126-131頁参照。
  18. Ch. Moeller 上掲書, 29.
  19. この新しい委員会には, 先の議案 X VII の作成にあたったメンバーは, Ch. Moeller, R. Tucci および H. de Riedmattan を除いて一人もいない。新しくスタートする気概が感じられる。Ch. Moeller, *ibid.*
  20. このテキストは Ch. Moeller によって, 『中間テキスト B』(Interim Text B) と呼ばれている。我々はこのテキストを入手できなかったが, Ch. Moeller に従って, テキストの項目だけを掲げ, 以下のテキスト比較の参照にしたい。“*La participation active de l'Eglise à la constitution du monde*”, Ch. Moeller. 上掲書, 27-30. 付録1参照。
  21. R. Tucci, 上掲書 52-53; Ch. Moeller, 上掲書, 31.
  22. Ch. Moeller. 上掲書, 33.
  23. *L'Eglise dans le Monde Actuel* [Civ. Catt.].
  24. *Ecclesia in mundo huius temporis*, [Civ. Catt.] R. Tucci, 上掲書, 55-56.
  25. Ch. Moeller. 上掲書, 34-35.
  26. *Ecclesia in mundo huius temporis*. [Civ. Catt.].
  27. Ch. Moeller. 上掲書, 36.
  28. Ch. Moeller, *ibid.*; R. Tucci, 上掲書, 58.
  29. *Ecclesia in mundo huius temporis* (Textus emendatus, 5-5-1964). [Civ. Catt.].
  30. R. Tucci, 上掲書, 59. Ch. Moeller, 上掲書, 37.
  31. *Schema: De Ecclesia in Mundo Huius Temporis*, in: Acta Syn. C.V.II., Periodicus Tertia, Pars V, Typ. Poly. Vat. MCMLXXV. 116-141.
  32. 1964年6月15日の Guano 師の報告。この送付された議案には, 付録“Adnexa”も付加されている。R. Tucci, 上掲書, 62-63.
  33. なお, チューリッヒの会合のために準備された第一のテキストは Ch. Moeller による英訳の項目だけを挙げざるを得ない。付録1. 参照。
  34. 付録2. 参照。

35. 付録 3. 参照。
36. 付録 4. 参照。
37. 付録 5. 参照。我々は、以上の 4 つのテキストを比較するにあたり、z-1, z-2, z-3, z-4 の省略記号を使用する。また、チューリッヒの草案の簡単な内容紹介として、次を見よ。Ph. Delhaye, “*Le Scheme du Zurich*”, in: *L’Eglise dans le Monde de ce Temps-1*, (Unam Sanctam 65a), Paris 1967, 229-234.
38. 拙稿, 上掲書, 133-143頁参照。
39. 各修正案の各条項のタイトルの変化は、付録を見よ。
40. 各条項の番号は z-4 に従う。
41. 『現代世界憲章』の最初のことは、「喜びと希望」(Gaudium et spes)であるが、チューリッヒのテキストでは、まだ、「喜びと悲しみ、希望と不安」(Gaudium et luctus, spes et angor)となっている。
42. 強調部分が付加された。
43. z-3 で z-1 と z-2 の第 2 条と第 3 条が統合される。
44. この「時の声」と「神の声」の概念については、WCC (世界教会協議会) の傍聴者から、あまりにもその表現が内包している問題を軽視するという見解も述べられた。Ch. Moeller. 上掲書, 36.
45. z-1, z-2 の第 4 条。
46. z-1, z-2 の第 5 条。z-1 ではタイトルだけに「光であるキリスト」が述べられえている。
47. 「真の神・人」(verum Deum et hominum) は、z-4 ではじめて付加される。
48. z-1 にはこの部分はない。
49. z-2, z-3 では、4 つの点はすべて「キリスト」で始まる。-Christum, hominum exemplar; -Christum, qui in forma servi venit; -Christum inter fratres...; -Christum, horam praestorantem...
50. z-3 のテキストでは、“diaconia”という語が見られる。
51. z-4 のテキストで、それぞれ、①—第 5 条, ②—第 10 条, ③—第 15 条, ④—第 19 条に該当する。
52. この条項は、z-1 と z-2 の第 7 条および第 8 条, また z-3 の第 6 条および第 7 条の二つの条項を一つにまとめたものである。
53. z-1 では、「父の無限の愛」(l’amour infini du Père)となっている。
54. z-3 では、「世界をめぐる」(circa mundum)となっている。
55. 人間の召命と「実をむすぶ」こととの関連で、『司祭養成に関する教会』(第 16 条)はキリスト教倫理を見ている。

56. すでに z-3 の第 6 条の最後に, “Sic homo perficitur labore in communitate fraterna” と述べられているが, z-4 では削除されて, 第 9 条に吸収されている。
57. z-1, z-2 の第 11 条, z-3 の第 10 条。
58. z-4 の第 8 条にも, “erga Deum, erga fratres, erga mundum” とある。また z-1 には, “erga Deum, erga proximum, erga mundum” はなく, z-2 では第 11 条で, “versus Deum, versus proximum, versus seipsum et versus Dei et proximi mundum” となっている。また z-3 の第 10 条もほとんど同じ。
59. z-3 の第 10 条で付加されたテキスト。 “tamquam fratres laborantes cum fratribus ad mundi aedificationem”。
60. z-1 の第 11 条。
61. z-1 の第 11 条: “un devoir de charite’ et une necessite’ spirituelle”。
62. z-1, z-2 の第 16 条。
63. キリストの霊のわざは, 第 13 条では「刷新」(renovatio) と関連している。z-1 では, 「より兄弟的な地上の都の建設のために」と述べられている (第 16 条)。
64. すでに第 6 条で述べられたことと内容が重複している。
65. z-1 の第 16 条。
66. z-2, z-3 のテキストでは, 「心に記された法」(per hoc legem cordibus inscriptam) となっている。
67. z-3 ではまだ「教会」(Ecclesia) である。この修正にも『教会について』の議案の「神の民」の概念との関連が暗示されている。
68. この信徒の務めは z-4 で, はじめて付加された。
69. z-4 の付加。
70. z-1, z-2 の第 18 条, z-3 の第 17 条。
71. z-1, z-2 では, 愛は「悪を斥けることだけを義務づけるのではない」と述べられている。
72. z-4 の付加。
73. z-1, z-2 では 6 つの項目であるが, z-3 で③の要請が付加される。
74. z-1, z-2 の第 19 条。
75. z-3 で付加される。z-4 の第 22 条でも “sequelam Christi crucifixi” と述べられている。
76. “Chiesa e povertà: opinioni dei Padri conciliari”, in: G. Caprile. II Concilio Vaticano II, Primo Periodo 1962-1963. II. Volume,

Roma 1968, 294-295.

77. z-1, z-2 の第20条, z-3 の第19条。
78. すでに, B. Häring は『倫理秩序について』の草案に対して, 愛と一致および対話を強調していた。拙稿, 上掲書, 117—118頁。
79. z-2 の第25条は, z-3 の第26条に吸収される。
80. キリストの十字架の犠牲による平和の確立については, z-3 から付加された。z-2 ではまだ「キリストの愛」とのみいわれている。
81. z-1 の第25条。
82. 拙稿, 上掲書, 139頁。
83. 「世界の諸現実の神学的理解」という認識は, すでに第二バチカン公会議以前から見られたものである。その例として一つだけ掲げると, G. Thils, *Théologie des Réalités Terrestres, I*, Paris 1946 (2. ed.).

*The Way of Love Opened to All Men*

—A Study of the Theme of "Christian Love" and How It Was Developed in Composing the Text, "The Pastoral Constitution on the Church in the Modern World" (2)

Yoshitaka HAMAGUCHI

The present article is a presentation of the theme of "Christian Love" in "Zurich draft" (Schema XIII) of the "Pastoral Constitution." The renewed text continues to search for the meaning of the "Presence" and "Mission" of the Church in the modern world. In the light of Christ, the Church recognizes her own spirit, that is, dialogue, a discernment of the sign of the time, cooperation with others, solidarity and responsibility. In the text, the mysteries of the Incarnation and the Cross of Christ in the world are emphasised.

In this point of view, the meaning of creature, human culture, labour and human activities on the earth are more positively reevaluated. The "Presence" of Church is situated generally in the history of salvation, in the uniting of Creation and Salvation.

Christian Love is understood as "diakonia", a promotion of "humanity", which is a common subject to all men of good will. So, the practices of Christian Love in the very concrete problems can become an evangelisation or a testimony to Christ in sharing the responsibility of rebuilding human society, human family relationships, or brotherly community in the world. The Christian has to protect the dignity of the human person in a spirit of Christ-like service to the public.